

法律名	工業用水法
施行年	昭和31年 改正H12年
目的	この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする（第1条）。
対象者	工業用水として地下水を利用するもの
規制対象事業規模	揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルをこえる井戸を使用して工業用水とする場合、規制対象（第2条）
規制内容	<p>地下水の水位が低下したり、地盤が沈下している地域（政令第1条別表）で、工業用水として地下水を採取する場合、井戸ごとにそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない（第2条）。具体的地域は下記参照、なおこれら地域については、全域の場合と地域の一部の場合があるので、詳細は要チェック。</p> <p>許可申請項目は次の通り（第4条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 <p>2 井戸の設置の場所</p> <p>3 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他経済産業省令、環境省令で定める書類 <p>許可の基準は、井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合しているときである（第5条）。</p> <p>許可を受けた井戸のストレーナーの位置を、許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない（第7条）。</p> <p>許可された井戸を譲り受け・借り受ける場合、および、使用者の相続・合併・分割（当該許可井戸を承継させるものに限る。）があつた場合は、譲り受け・借り受けた人および相続人・法人は、使用者の地位を承継できる（第10条）。</p>

許可を受けないで地下水を利用したとき、著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、他の水源をもつて代えることができるようになったときは、許可を取り消し又は地下水利用の停止を都道府県知事から命じられることがある（第13条）。

都道府県知事は、予想することができなかつた特別の事情の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、使用者に対し、期間を定めて、許可井戸による地下水の採取を制限することがある（第14条）。

<規制地域>

宮城県 - 仙台市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町

茨城県 - 原町市

千葉県 - 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、浦安市及び君津郡袖ヶ浦町、

埼玉県 - 川口市、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市及びさいたま市、

東京都 - 墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区

神奈川県 - 横浜市（神奈川区、鶴見区）、川崎市

愛知県 - 名古屋市（南区、港区）、一宮市、津島市、江南市、尾西市、稲沢市、西春日井郡清洲町、葉栗郭木曾川町、中島郡祖父江町、同郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡草江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村及び同郡佐織町。

三重県 - 四日市市、三重郡楠町

大阪府 - 大阪市（都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、大淀区、西淀川区、東淀川区、淀川区、東成区、生野区、旭区、鶴見区、城東区、住之江区、平野区、東住吉区、西成区）、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、守口市、八尾市、寝屋川市、門真市、東大阪市、四条畷市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉北郡忠岡町

兵庫県 - 尼崎市、西宮市、伊丹市

備考	水は全てのバイオマス事業で欠かせないが、地下水を工業用水として利用するときは注意。ただし、規制地域は上記の地域の全部か又は一部なので詳細は政令をチェック。
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、地下水利用許可、運営・管理
関連法	オフィスや施設の冷房向けなどに地下水を利用する場合は地下水規制法を参照